

【表紙】

|                |                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                                                        |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                                             |
| 【提出先】          | 四国財務局長                                                                                                                         |
| 【提出日】          | 2026年3月27日                                                                                                                     |
| 【会社名】          | 株式会社ダイキアクシス                                                                                                                    |
| 【英訳名】          | Daiki Axis Co.,Ltd.                                                                                                            |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 大亀 裕貴                                                                                                                  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役副会長 堀淵 昭洋                                                                                                                   |
| 【本店の所在の場所】     | 愛媛県松山市美沢一丁目9番                                                                                                                  |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社ダイキアクシス東京本社<br>(東京都中央区東日本橋二丁目15番4号)<br><br>株式会社ダイキアクシス大阪支店<br>(大阪府豊中市庄内西町五丁目1番19号)<br><br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大亀裕貴及び最高財務責任者堀淵昭洋は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価並びに監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社13社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度の予算売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、おおむね3分の2程度に達している当社及び連結子会社である株式会社トープを「重要な事業拠点」としてしております。重要な事業拠点の選定においては、当社グループは主に環境機器関連事業、住宅機器関連事業、再生可能エネルギー関連事業を営んでおり、経営管理上各事業拠点の売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、重要な事業拠点選定の際に利用する指標として連結売上高が適切であると判断しております。企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、当社が製造業及び卸売業を営んでいることから、その事業活動において多額に計上される勘定残高として、売上高、売上債権、棚卸資産を決定しており、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、見積りや予測を伴うため重要な虚偽記載の発生可能性が高いと判断した固定資産減損プロセスやのれん評価プロセス、投資評価プロセス等について、財務報告への影響を勘案して、当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点について、評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。